

事業総合賠償責任保険（STARs）の補償内容についてのご案内

（2020年1月1日以降保険始期契約用）

のご案内では、事業総合賠償責任保険（STARs）の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

1. 基本となる補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減することができたと認められる額を控除してお支払いします。
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用は除きます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために要した費用、およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用をいいます。
訴訟対応費用 （1事故300万円限度）	損害賠償請求訴訟に対応するために裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用をいいます。
緊急対応費用 （1事故300万円限度）	事故が発生した場合において、その対応のために弊社の同意を得て支出した次の①～⑤の費用をいいます。 ① 被害者・法定相続人等の現地（事故の発生地、被害者の収容地）訪問費用 ② 役員・従業員の現地への訪問費用や被害者・法定相続人等の居住地への訪問費用 ③ 通信に要した費用 ④ 被害者・法定相続人等との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 ⑤ 被害者の捜索、救助または移送のために要した費用
被害者見舞・臨時費用（注1） （被害者1名10万円限度、 1事故300万円限度）	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用、および他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額をいいます。
汚染浄化費用 （保険期間中500万円限度）	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が生じた場合において、弊社が必要または有益と認めた汚染物質の処理費用をいいます。ただし、他人の身体の障害もしくは財物の損壊または純粋財物使用不能が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。
被害者治療等費用 （被害者1名50万円限度、 1事故300万円限度）	仕事の遂行または記名被保険者（貴社）が所有・賃借する施設内で他人の身体の障害が発生した場合において、被害者に支払う治療費用や葬祭費用などの費用をいいます。ただし、事故日から1年以内に生じた費用に限ります。なお、被保険者が損害賠償責任を負担する場合は、既にお支払した被害者治療等費用を損害賠償金に充当します。
原因調査費用（注2） （1事故30万円限度）	事故による他人の身体の障害もしくは財物の損壊が発生した場合または発生が切迫している場合に、事故の原因を直接調査・確認するための必要かつ有益な費用をいいます。
派遣先対物損害費用（注3） （1事故50万円限度）	労働者派遣法に基づき派遣先で行う業務の遂行による事故に直接起因する財物の損壊が発生した場合において、損壊した財物を修理・交換するために記名被保険者（貴社）が現実に出した費用をいいます。ただし、損壊した財物と同一または同等の財物を再取得するのに必要な額から経年原価および使用による消耗分を差し引いた額（時価額）を限度とします。なお、被保険者が損害賠償責任を負担する場合は、既にお支払した派遣先対物損害費用を損害賠償金に充当します。

（注1）被害者見舞・臨時費用については、次の①および②のとおりとします。ただし、①と②を合算して1事故につき300万円を限度とします。
①財物の損壊については、被害者1名につき10万円限度とします。ただし、複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。
②上記①以外の対象事故については、被害者1名につき10万円限度とします。

（注2）原因調査費用は、製造・販売業特約、建設業特約およびサービス業特約にて対象となります。

（注3）派遣先対物損害費用は、人材派遣業特約にて対象となります。

※支出にあたり事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

2. オプション特約における保険金の種類

「1. 基本となる補償における保険金の種類」以外の、オプション特約に固有の保険金についてご説明します。

オプション特約名	保険金の種類	概要
個人情報漏洩危険担保特約	危機管理実行費用 （保険期間中この特約の保険金額の10%限度）	事故の悪影響を管理および最小化するために被保険者が直接的に支出した弁護士への相談、個人情報漏洩の原因調査、交通費・宿泊費・臨時雇用、お詫び状の作成・送付、見舞金・見舞品、新聞への謝罪広告掲載、記者会見の開催等の費用（事故の発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。）をいいます。
ブランドイメージ回復費用担保特約	ブランドイメージ回復費用	事故が生じたことにより、ブランドイメージが毀損することを防止するため、または毀損したブランドイメージを回復するために記名被保険者（貴社）が支出した謝罪広告掲載費用、再発防止対策費用、マスメディア対応費用、広告宣伝活動費用およびコンサルティング費用をいいます。ただし、最初の事故発生日から12か月以内に支出した費用に限ります。

オプション特約名	保険金の種類	概要
食中毒・特定感染症利益担保特約	喪失利益	事故発生により営業が休止・阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。収益減少額に利益率を乗じて得られた額とし、補償期間中に支出を免れた補償経常費がある場合は、その額を差し引いた額となります。
	収益減少防止費用	標準営業収益（事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益）に相当する額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいい、所定の算式により得られた額をいいます。
リコール費用担保特約	リコール費用	<p>回収等を行うまたは事故の発生・拡大を防止するために必要かつ有益であると弊社が認められた以下の費用（回収決定日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限り、ただしキとサは回収決定日から遡及して90日を超えない期間に負担した費用を含めます。）をいいます。</p> <p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます。） ウ. 回収生産物（回収等の対象となる生産物または生産物使用製品をいいます。）または代替品の輸送費用 エ. 回収生産物の一時的な保管のために臨時に賃借する倉庫等の施設賃借費用 オ. 回収生産物の廃棄費用 カ. 生産物の回収等を実施するために要する交通費、宿泊費および回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分（派遣受入れ費用等を含みます。） キ. 回収生産物か否かまたは生産物の瑕疵の有無について確認するための費用 ク. 回収生産物に対する次のいずれかの費用。 a. 回収生産物の修理費用。ただし、生産物にかかる費用に限り、生産物の原価を超えないものとし、 b. 代替品の製造原価または仕入原価。ただし、生産物にかかる原価に限り、 c. 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価。ただし、被保険者の利益を控除した後のその引換えに返還する生産物にかかる原価に限り、 ケ. 信頼回復広告費用 コ. 在庫品廃棄費用 サ. コンサルティング費用 シ. 回収生産物の購入者・使用者を特定するために第三者にデータ提供を依頼するための費用 ス. 第三者の回収実施者が行った回収等について、被保険者に対してなされた損害賠償請求における紛争が生じた場合の争訟費用</p>
借家人賠償責任保険特約（製造・販売業特約用）	修理費用 （1事故・保険期間中300万円限度）	偶然な事故により借戸室に損害が生じた場合に、記名被保険者（貴社）が貸主との契約に基づいて自己の費用で現実に修理したときに要した、その借戸室を損害発生前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
工事用物損害担保特約 工事用仮設備・工事用機械器具担保特約（1事故・保険期間中500万円限度）	損害保険金 （1事故：対象工事の請負金額限度）	復旧費（損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するための修理等の費用）、損害防止費用（事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用）および特別費用※（保険の対象の復旧に必要な残業・休日出勤・深夜勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃）の合計額をお支払いします。ただし、陸上輸送中は、1事故につき対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。 ※特別費用（1事故30万円限度）は、工事用物損害担保特約のみ適用となります。
メンテナンス期間中担保特約	残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用（解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用、搬出費用）の実費をお支払いします。
建売住宅等の保険責任終期に関する特約	臨時費用保険金 （1事故100万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用（損害保険金の20%に相当する額）をお支払いします。
事業用動産損害担保特約（建設業）	損害保険金	保険の対象の損傷の修理費（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用）と損害防止費用（事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用）の合計額をお支払いします。
	通貨等盗難損害保険金	対象施設内において被保険者の業務用の通貨の盗難により被る損害（1事故・1対象構内30万円限度）または業務用の預貯金証書の盗難により被る損害（1事故・1対象構内300万円限度）に対してお支払いします。
	残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用、搬出費用）の実費をお支払いします。
	臨時費用保険金 （1事故100万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用（損害保険金の20%に相当する額）をお支払いします。
	修理付帯費用保険金 （1事故・1対象構内100万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した必要かつ有益な次の①～⑤の費用をいいます。 ① 損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ② 点検費用、調整費用、試運転費用 ③ 仮修理費用 ④ 代替物の賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ⑤ 割増運賃の費用 など
	水害費用保険金 （保険金額または保険価額〔保険の対象の時価総額〕のいずれか低い額の5%限度）	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合に臨時に生じる費用をお支払いします。

※オプション特約ごとにお支払いする保険金の額を定めています。
※支出にあたり事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。
SO45465